

攝津市議会

議会運営委員会記録

令和7年10月24日

攝津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和7年10月24日（金）午前11時17分 開会
午前11時36分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	安藤 薫
委員	大川ゆり	委員	峰松由紀子		
議長	南野直司	副議長	松本暁彦		
議員	中川嘉彦	議員	長田知樹		

1. 欠席委員

なし

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

一般質問の質問者ごとの割当時間について
議会運営委員会の引継事項について
第1回定例会の代表質間にかかる日程について

(午前11時17分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、光好委員を指名します。

それでは、一般質問の質問者ごとの割当時間について、既に日本共産党、保守・市民の会、民主市民連合、無所属の中川議員、長田議員については、割当時間は確定していますので、大阪維新の会より割当時間の発表をお願いいたします。

○峰松由紀子委員 塚本議員が36分、光田議員が12分でございます。

○村上英明委員長 公明党は、藤浦議員が17分、宇都宮議員が13分、村上が15分、水谷議員が15分です。

では、事務局から確認をお願いします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 それでは、令和7年第3回定例会における一般質問の割当時間について確認させていただきます。

大阪維新の会、塚本議員36分、光田議員12分。公明党、藤浦議員17分、宇都宮議員13分、村上議員15分、水谷議員15分。日本共産党、増永議員12分、安藤議員12分、谷口議員12分。保守・市民の会、光好議員24分。民主市民連合、西谷議員12分、大川議員12分、早坂議員12分。無所属、中川議員12分、長田議員12分。

以上でございます。

○村上英明委員長 次に、意見書の議事日程、扱いについて協議を行います。

事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本事務局副主査 それでは、議会議案の上程に関わりまして、10月29日の議事日程について説明申し上げます。

10月29日につきましては、日程1、一般質問に続きまして、日程2、議案第53号など4件の付託案件に関する委員長報告、質疑・討論の後、採決となります。この4件を採決グループにまとめて、備考欄に採決の方法を記入いたします。先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、議案第53号が起立採決、議案第54号、議案第55号及び議案第56号が一括簡易採決でございます。

次に、日程3は、請願第3号の付託案件に関する委員長報告を受けた後、質疑・討論の後採決でございます。先ほどの協議会での態度表明を基に整理いたしますと、請願第3号が簡易採決と備考欄に記載いたします。

なお、民生常任委員会において、本請願の処理方法が協議され、市長へ送付し、経過及び結果の報告を請求することが適当とされました。これについて、委員会で決定された扱いを議会として行うには、議会の議決が必要となります。つきましては、本会議最終日において、本請願の採決後、市長への送付及び結果等を請求することについても議決をいただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程4が、本日上程が決まりました意見書（案）でございまして、一括上程の上、質疑・討論の後、即決でございます。採決グループごとに並べ替えて、議会議案第12号、議会議案第14号及び議会議案第15号は一括簡易採決、議会議案第13号及び議会議案第16号が起立採決と備考欄に記載いたします。

なお、この議事日程並びに議会議案につきましては、10月29日の本会議開会までに議場配付させていただきます。

以上でございます。

○村上英明委員長 では、ただいまの事務局の説明のとおり決定することに異議ありませんか。

安藤委員。

○安藤薰委員 確認、質問なんですけども、請願第3号の取扱いについて、民生常任委員会で市長に対しての送付と結果報告を求めるという決定をされたという御説明がありました。第2回定例会でも市の一時預かり保育施設設置を求める請願が採択されたけど、そのときの取扱いと違う気がします。その辺どうなのか確認したいと思いますが、どうなんでしょう。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前11時22分 休憩)

(午前11時28分 再開)

○村上英明委員長 では、再開します。

荒井局長。

○荒井議会事務局長 先ほどの安藤委員の御質問にお答えいたします。

これまで請願の取扱いとしましては、採決のみでありますけれども、より請願の制度を充実させていこうということで事務局で考えました結果、市長への送付及び結果等を請求することについても議決をいただくということで、今回から取り扱いさせていただこうと考えております。

なお、今回につきましては、民生常任委員会で請願がありましたので、そこでの審査のとおりということで取扱いをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○村上英明委員長 では、安藤委員、それでよろしいですか。

○安藤薰委員 はい

○村上英明委員長 では、改めて、ただいまの事務局の説明のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定いたします。

では次に、資料はございませんけども、議会運営委員会の引継ぎ事項について確認をさせていただきます。

引継ぎ事項につきましては、鳥飼まちづくりに関わる特別委員会についてであります。

本特別委員会につきましては、現時点で河川防災ステーションなどに関わる予算計上のめどが立っていないことを確認しております。つきましては、設置に関わる協議は行わず、引き続き理事者側の動向を注視してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

引継ぎ事項については以上となります。

最後に、第1回定例会の代表質問に係る日程についてです。

まず、事務局から説明を受けます。

荒井事務局長。

○荒井議会事務局長 第1回定例会の日程のうち、代表質問に係る日程の一部変更（案）について説明させていただきます。

お手元の「令和8年第1回定例会の代表質問にかかる日程について」と書かれた資料を御覧ください。

資料右側は、これまでの取扱いで日程を組んだ場合、左側が取扱いを変更した場合の日程となっております。

第1回定例会においては、本会議初日に市政運営の基本方針を配付しておりましたが、配付から代表質問締切りまでの期間が短いとの課題がございました。このことから、配付時期等を見直し、少しでも期間を延ばすことができないか、理事者と調整を図ってまいりました。理事者からは、配付時期を大幅に前倒しすることは難しい

けれども、本会議前の議会運営委員会開催日であれば配付することが可能との回答がございました。つきましては、理事者からの回答を基に、代表質問に係る日程変更案を作成させていただきました。本会議初日を2月19日本曜日とし、議会運営委員会を2月16日月曜日とした変更案では、代表質問の締切りまでの期間が配付日当日を含めて4営業日から5営業日となり、1日増えることとなります。日程を確定するのは例年どおり第4回定例会最終日の後の議会運営委員会でございますが、関係各位のスケジュールや会場の確保の都合から、本日この変更（案）について御協議いただければと思います。

なお、資料は令和8年第1回定例会の日程で作成しておりますが、変更を決定いただきましたら、令和9年以降の代表質問についても同様の取扱いをさせていただきたいと考えております。

説明については以上でございます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。
質問などございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薰委員 代表質問ですから、各会派が市長の基本方針であったり、当初予算（案）に対して質問項目を事前に提出するわけですが、基本方針を受けてから質問を考える期間が短いということで、こういった提案をされるのであれば、4営業日から5営業日というよりは、締切りはそのまま25日にして、7営業日ということにするほうがまだ余裕はあるのではないかと思います。質問通告をしてから、ヒアリングや答弁調整の時期も非常にタイトになるということもあるかと思いますが、今の御説明では質問の締切りまでの時間がないというだけの御説明だったと思います。議

会だけのお願いなのか理事者側のお願いなのか、そのニュアンスがよく分からぬのですが、その点お聞かせいただけたらと思います。

○村上英明委員長 荒井事務局長。

○荒井議会事務局長 本日お配りしている資料は、議会側の動きを中心にお話させていただくために作成をしておりますけれども、少し小さく書いております答弁要旨締切りというのが理事者側の動きでございます。理事者側も、この新しい案では、答弁を作成する期間が1日増えることになります。理事側だけ期間が短くなるというのもなかなか厳しく、お互いに1日ずつ増えるということでならと、今回合意形成を図っております。また、この資料では代表質問のところだけを示しておりますけれども、第1回の定例会の流れでいくと、本会議最終日の日程についても、従来どおりでいけば3月30日にくるような状況になっております。この辺もできるだけ前の日にできないかということで、全体調整も行った結果、この新しい案では、27日に最終日を迎えるということになりますので、その辺りも考慮して第1回定例会のスケジュールという案でさせていただこうと思っております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薰委員 この日程調整が議会だけのメリットではなくて、理事者、議会ともにより真剣に実のある議論をしていくための時間的な余裕をつくるということです、WIN・WINの関係であるということで理解したらいいのかなと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 では、事務局のただい

まの説明のとおり取扱いを変更することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 異議ないようですので、そのように決定をいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

（午前11時36分 閉会）

摂津市議会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 光好博幸